

(普通徴収の方を特別徴収に切り替える場合)

【記入例】

令和 元 年度 町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

(あて先) 筑前町長 令和 元 年 5 月 7 日 提出者	給与者 (特別徴収義務者)	名称	筑前建設(株)			特別徴収義務者 指 定 番 号	0123456789											
		所在地	朝倉郡筑前町篠隈373番地			連絡先	所 属	総務課給与係										
		代表者の 職氏名 印	筑前 太郎			※必ず 記入を お願い します。	氏 名	筑前 花子										
		法人番号又 は個人番号	1	2	3		4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	電 話	(0946)

特別徴収に切り替える方の住所・氏名・フリガナを正確に記入してください。

特別徴収税額の通知書の「指定番号」を記入してください。

個人の特定のために重要ですので生年月日を必ず記入してください。

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名		生 年 月 日	特 別 徴 収 開 始 月 等
1	住所 筑前町 新町421番地5 氏名 フリガナ アサクラ ミドリ 朝倉 みどり	昭和 平成 50 年 1 月 1 日	① 普通徴収 2 期以降 を ② 8 月分(9 月 10 日納期限分) から特別徴収します。
2	住所 筑前町 氏名 フリガナ	昭和 平成 年 月 日	① 普通徴収 期以降 を ② 月分(月 日納期限分) から特別徴収します。
3	住所 筑前町 氏名 フリガナ	昭和 平成 年 月 日	① 普通徴収 期以降 を ② 月分(月 日納期限分) から特別徴収します。

- ① 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収に切り替えることができませんのでご確認ください。
※ 二重納付防止のため、既に一部納付済の場合は本人あてに送付された町民税・県民税 納税通知書の領収証書の写しを必ず同封してください。
② 提出日が月の初日から10日頃までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収できます。
③ 公的年金からの特別徴収の対象になっている公的年金等所得にかかる町民税・県民税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えすることが出来ません。
また、提出日が月の初日から10日頃までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収することが出来ます。
上記の例の場合、提出日が7月5日ですので、普通徴収第2期以降を8月分から特別徴収に切り替えることが出来ます。